

| 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | | | | | | | | | | |
|----------------|----------------|----------------|-------|----------------|----------------|-----------------|--------------|---------------|----------------|-------|----------------|----------------|---------------|-----|-------------|----------------|-----|-------------|------------|
| 名称及び記号 | 発行の根拠 | 法律及びその | 振替法の適 | 用等 | 発行方法 | 発行額 | 最低額面金 | 振替単位 | 発行行 | | | | | | | | | | |
| 割引短期国庫債券（第四百十五 | 国債整理基金特別会計法（明治 | 三十九年法律第六号）第五条第 | 一 | 社債等の振替に関する法律（平 | 成十三年法律第七十五号。以下 | 適用を受けるといふ。その規定の | 替機関は日本銀行とする。 | 日本銀行による借換えのため | 引受け額で二兆五千百五十九億 | 千二百万円 | 振替法の規定による振替口座簿 | の記載又は記録は、最低額面金 | の整数倍の金額によるものと | する。 | 平成十八年十二月二十日 | 額面金額百円につき九十九円三 | 十四銭 | 平成十九年十二月二十日 | 償還期が銀行休業日に |

○財務省告示第二十一号

省令第三十号（第七條第三項の規定に基づき、平

成十八年十二月二十日に発行した割引短期国債の

発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年一月十日 財務大臣 臨時代理 柳澤 伯夫

国債整理基金特別会計法（明治

三十九年法律第六号）第五条第

一

社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号。以下

適用を受けるといふ。その規定の

替機関は日本銀行とする。

日本銀行による借換えのため

引受け額で二兆五千百五十九億

千二百万円

振替法の規定による振替口座簿

の記載又は記録は、最低額面金

の整数倍の金額によるものと

する。

平成十八年十二月二十日

額面金額百円につき九十九円三

十四銭

平成十九年十二月二十日

償還期が銀行休業日に

た

ただし、償還期が銀行休業日に

た

ただし、償還期が銀行休業日に

た

十 十 十
三 二 一

払 場 元 償
込 所 金 還
期 支 金
日 払 額

平 日 額 償 当
成 本 面 還 たる
十 銀 金 金 を と
八 行 額 支 払 き
年 百 円 に う 。 そ
十 二 月 二 十 日 翌 営 業 日 に